

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 専門医制度細則

第1章 総則

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会（以下学会）の専門医制度施行規則

第1条第3項に基づき、学会専門医制度の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 専門研修カリキュラム

第2条 専門研修カリキュラム（以下カリキュラム）は以下の内容とする

a) 附則第2条に定める脳神経血管内治療の基礎訓練

b) 脳脊髄血管撮影の経験

申請までに少なくとも 200 症例以上の診断血管撮影を術者として経験していること。

経験場所、当該施設長の証明を要する。

c) 脳神経血管内治療の経験

研修指導医の指導のもとに、申請までに、少なくとも 100 例以上の症例を経験していること。このうち、10 例は脳動脈瘤、5 例は脳・脊髄動静脈奇形または各種動静脈瘻、15 例は血行再建術（血栓回収療法を含む）であること。このうち 20 例以上は術者として経験していること。経験場所、当該施設長の証明を要する。

第3条 研修方法

1. 研修場所は日本脳神経血管内治療学会が認定する附則に定める研修施設とする。

2. 研修の記録には、研修記録帳を用いる。

第4条 研修管理

1. 専攻医は、専門研修の開始時に、研修開始届を提出する。

2. 専攻医は、研修管理委員会に定期的に研修状況を報告する。

3. 提出する研修した経験症例全てについて、術者、助手が明記された手術記録が存在すること。

4. カルテ内の記載と手術記録上の術者は同一であること。

第3章 研修指導医

（研修指導医の認定）

第5条 以下の要件を満たし、専門医指導医認定委員会（以下認定委員会）の審査を経た者を研修指導医とする。

1. 脳血管内治療専門医資格取得後、専攻医の教育歴2年以上を有する。

2. 5回以上の学術集会発表（共同演者可）、1編以上の査読論文（共著可）を有する。

3. 過去5年間に50件以上の脳血管内治療に関与している。

4. 過去5年間に1回以上指導医講習会（faculty development course）を受講している。

（認定期間）

第6条 研修指導医の認定期間は5年とする。

(更新)

第 7 条 専攻医を指導する研修指導医の更新は、第 5 条の要件をみたし、認定委員会の確認を経て更新ができる。

(実施)

第 8 条 第 5、6、7 条に定める研修指導医制度の実施運用は当面の間行わない。

第 4 章 専門医の認定と更新

第 9 条 専門医を申請するものは、次の 1～5 項または 6 項の資格を満たしていなければならない。

1. 申請時に初期臨床研修を含んで 5 年以上の附則第 2 条に定める基礎訓練、附則第 3 条に定める専門訓練を受け、細則第 2 条における専門研修カリキュラムを終了し、以下の資格を取得している者。

- a) 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医
- b) 日本医学放射線学会・放射線科専門医
- c) 日本救急医学会・救急科専門医
- d) 日本内科学会・認定内科医または内科専門医

2. 少なくとも 4 年以上学会の正会員であること。

3. 外国において訓練の一部または全部を受けた者、または第 7 条第 1 項に当てはまらない者については、個別に認定委員会が申請資格の審査を行う。海外経験症例の取り扱いについては附則に別に定める。

(認定の申請)

第 10 条 専門医の認定を申請する者は、次に定める書類および手数料を定められた期日までに認定委員会に提出しなければならない。

- 1. 専門医認定申請書
- 2. 学歴、職歴を記入した履歴書
- 3. 医師免許証(写)
- 4. 次のいずれかの写し

- 1 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医認定証(第 9 条-1-a)で申請する者)
- 2 日本医学放射線学会・放射線科専門医認定証(第 9 条-1-b)で申請する者)
- 3 日本救急医学会・救急科専門医認定証(第 9 条-1-c)で申請する者)
- 4 日本内科学会・認定内科医、または内科専門医認定証(第 9 条-1-d)で申請する者)
- 5 第 10 条-4 で申請する者は、その医療機関での在籍証明書

5. 所定の手数料

(認定の審査)

第 11 条 規則第 5 条に規定する認定委員会は、規則第 13 条に基づく専門医の認定を受けようとする者に対し、筆記試験、口頭実技試験を行う。

2. 申請の資格を満たした者は、筆記試験を受けることができる。

3. 口頭実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、合格後 5 年以内に 3 回受けることができる。

(学会への報告)

第 12 条 認定委員会は、第 9 条の規定により申請者に対する筆記試験、口頭実技試験を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。(専門医の登録、認定証の交付)

第 13 条 専門医と認定された者は所定の額の認定料を事務局に納入し、日本脳神経血管内治療学会専門医名簿に登録され所定の認定証を交付される。

(専門医の有効期間)

第 14 条 専門医の有効期間は 5 年とし、以降は次に定める更新手続きを要する。

2. 指導医は専門医の更新を必要としない。

3. 何らかの理由で第 9 条-1 の資格を喪失した場合には、資格再取得まで脳血管内治療専門医資格を停止する。

(更新手続きおよび審査)

第 15 条 専門医の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 専門医更新申請書

2. 最近 5 年間で、3 回以上の学術集会への参会報告。ただし 1 回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席 1 回に換えることができる。

3. 最近 5 年間で 1 回以上の生涯教育講習会の参会報告

4. 5 年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書。提出する経験症例(カンファレンスなどでの指導を含む)は 50 例とする。

5. 更新手続きを行わなかった者、または更新条件に満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は専門医資格を停止する。5 年以内に更新手続きを完了しない者は、専門医資格は失効する。

(休止)

第 16 条 海外留学、長期療養等の理由で、専門医資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。休止の取り扱いについては附則に定める。

第 5 章 指導医の認定と更新

(申請の資格)

第 17 条 指導医を申請する者は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 最近 5 年間で、3 回以上学術集会に参会していること。ただし 1 回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席 1 回に換えることができる。

2. 最近 5 年間で、1 回以上の生涯教育講習会に出席していること。

3. 脳神経血管内治療に直接関連した学術発表を附則に定めた学会、研究会において筆頭演者として 10 回以上行っていること。

4. 脳神経血管内治療に関する記述がある査読を経た論文(症例報告、テクニカルノートなどを含む)を筆頭著者として 3 編以上発表掲載していること。掲載誌は附則に定めた学術誌とする。
5. 脳神経血管内治療を術者として過去 10 年間で 200 例以上経験していること。このうち 40 例は脳動脈瘤、5 例は脳または脊髄動静脈奇形、30 例は血行再建術、10 例は硬膜または各種動静脈瘻、10 例は頭頸部または脊髄腫瘍であること。提出症例の内容詳細については附則に定める。
6. 指導医失格後の再申請では、前回申請時の 3,4,5 を用いることはできない。

(認定の申請)

第 18 条 指導医の認定を申請する者は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに認定委員会に提出する。

1. 指導医認定申請書
2. 最近 5 年間で、3 回以上の学術集会への参会報告。ただし 1 回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席 1 回に換えることができる。
3. 最近 5 年間で、1 回以上の生涯教育講習会の参会報告
4. 学術発表の一覧表
5. 学術論文の一覧表と写し(別刷)
6. 経験症例一覧表。第 17 条-5 及び附則に定める条件を満たしている必要がある
7. 所定の手数料

(認定の審査)

第 19 条 認定委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす者を指導医として認定する。

(学会への報告)

第 20 条 認定委員会は、第 17 条の規定により申請者に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

(指導医の登録、認定証の交付)

第 21 条 指導医と認定された者は所定の額の認定料を専門医制度事務局に納入し、日本脳神経血管内治療学会指導医名簿に登録され所定の認定証を交付される。

(指導医の有効期間)

第 22 条 指導医の有効期間は 5 年とし、以降は第 17 条に定める更新手続きを要する。

(更新手続きおよび審査)

第 23 条 指導医の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 指導医更新申請書
2. 最近 5 年間で 3 回以上の学術集会への参会報告。ただし 1 回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席 1 回に換えることができる。
3. 最近 5 年間で、1 回以上の生涯教育講習会の参会報告
4. 5 年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書

5. 附則に規定した最近 5 年間の脳神経血管内治療指導症例の一覧表。提出する指導症例(カンファレンスなどでの指導を含む)は 100 例とする。

6. 更新手続きを行わなかった者、または更新条件に満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は指導医資格を停止する。5 年以内に更新手続きを完了しない者は、指導医資格は失効する。

(休止)

第 24 条 海外留学、長期療養等の理由で、指導医資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。休止の取り扱いについては附則に定める。

第 6 章 研修施設の認定と更新

(申請の資格)

第 25 条 研修施設を申請する施設は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 脳血管内治療専門医が脳血管内治療に関与
2. カリキュラムに基づいて専攻医が研修することが可能
3. 定期報告を完了

(1) 基幹研修施設 A

1. 指導医が 1 名以上所属している(附則に定める所属施設)
2. 前年度に 30 件以上の脳血管内治療を行っている
3. 定期的に脳血管内治療に関する教育的カンファレンスを行っている

(2) 基幹研修施設 B

1. 上記を満たさない特定機能病院またはそれに準じる医療機関
2. 当面の間、認定しない

(3) 研修施設 B

1. 専門医が 1 名以上所属している(附則に定める所属施設)
2. 前年度に 1 件以上の脳血管内治療を行っている

(4) 研修施設 C

1. 専門医が所属していないが脳血管内治療に関与している
2. 前年度に 1 件以上の脳血管内治療を行っている

(認定の申請)

第 26 条 研修施設の認定を申請する施設は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに認定委員会に提出する。

1. 研修施設認定申請書
2. 専門医、指導医所属証明書

3. 実施症例一覧表

4. 定期施設報告

(認定の審査)

第 27 条 認定委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす施設を研修施設として認定する。

(学会への報告)

第 28 条 認定委員会は、第 24 条の規定により申請施設に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

(研修施設の有効期間)

第 29 条 研修施設の有効期間は 1 年とし、第 30 条に定める更新手続きを要する。

(更新手続きおよび審査)

第 30 条 研修施設の更新手続きには附則に定める規定に従い、以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 研修施設更新申請書
2. 専門医、指導医所属証明書
3. 実施症例一覧表
4. 定期施設報告

第 7 章 脳血栓回収療法実施医の認定と更新

第 31 条 脳血栓回収療法実施医を申請するものは、次の 1 および 2 項の資格を満たしていなければならない。

1. 申請時に初期臨床研修を含んで 5 年以上の附則第 2 条に定める基礎訓練、附則第 3 条に定める専門訓練を受け、細則第 2 条における研修カリキュラムを終了し、以下の資格を取得している者。
ただし、研修カリキュラムのうち、c)については 15 例以上の脳血栓回収療法の経験と、20 例以上の術者経験を求める以外は、助手の順位や 100 例の内訳については規定を設けない。

- a) 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医
 - b) 日本医学放射線学会・放射線科専門医
 - c) 日本救急医学会・救急科専門医
 - d) 日本内科学会・認定内科医または内科専門医
2. 少なくとも 4 年以上学会の正会員であること。

(認定の申請)

第 32 条 脳血栓回収療法実施医の認定を申請する者は、次に定める書類および手数料を定められた期日までに認定委員会に提出しなければならない。

1. 脳血栓回収療法実施医認定申請書
2. 学歴、職歴を記入した履歴書

3. 医師免許証(写)

4. 次のいずれかの写し

- 1 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医認定証(第 31 条-1-a)で申請する者)
- 2 日本医学放射線学会・放射線科専門医認定証(第 31 条-1-b)で申請する者)
- 3 日本救急医学会・救急科専門医認定証(第 31 条-1-c)で申請する者)
- 4 日本内科学会・認定内科医、または内科専門医認定証(第 31 条-1-d)で申請する者)

5. 医療機関での在籍証明書

6. 所定の手数料

(認定の審査)

第 33 条 認定委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす者を脳血栓回収療法実施医として認定する。

(学会への報告)

第 34 条 認定委員会は、第 27 条の規定により申請者に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会(認定を所轄する 3 学会)に報告するものとする。

(脳血栓回収療法実施医の登録、認定証の交付)

第 35 条 脳血栓回収療法実施医と認定された者は所定の額の認定料を事務局に納入し、日本脳神経血管内治療学会脳血栓回収療法実施医名簿に登録され所定の認定証を交付される。

(脳血栓回収療法実施医の有効期間)

第 36 条 脳血栓回収療法実施医の有効期間は 5 年とし、以降は下に定める更新手続きを要する。

(更新手続きおよび審査)

第 37 条 脳血栓回収療法実施医の更新には以下のことが必要である。

1. 5 年間学会正会員であること。(会費の完納)
2. 5 年間脳血栓回収療法を実施していること。
3. 最近 5 年間で、1 回以上の学術集会への参会報告。ただし、附則に定める条件を満たした場合に出席 1 回に換えることができる。
4. 最近 5 年間で 1 回以上の生涯教育講習会の参会報告
5. 求められる手続きとして脳血栓回収療法実施医更新申請書を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。
6. 更新手続きを行わなかった者、または更新条件に満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は実施医資格を停止する。5 年以内に更新手続きを完了しない者は、実施医資格は失効する。

(休止)

第 38 条

1. 海外留学、長期療養等の理由で、脳血栓回収療法実施医資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。休止の取り扱いについては附則に定める。

第 8 章 補則

第 39 条 本細則の改廃は、制度委員会が立案・検討の上、理事会で決定し承認される必要がある。

（附則）この細則は、2024 年 3 月 5 日より施行する。2024 年 11 月 20 日に改訂する。